



下田地区消防組合訓令第7号

下田地区消防組合火災警報等発令に関する規程を次のように定める。

令和8年7月28日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 松木正一郎



下田地区消防組合訓令第7号

下田地区消防組合火災警報等発令に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づく下田地区消防組合管理者が発する火災に関する警報（以下「火災警報」という。）並びに下田地区消防組合火災予防条例（昭和57年下田地区消防組合条例第19号。以下「条例」という。）第29条の8の規定に基づく林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）、同条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令及び解除基準)

第2条 火災警報は、気象状況が次の各号のいずれかに該当するときに発令し、該当しなくなったときに解除する。

- (1) 実効湿度が50パーセント以下、最小湿度が25パーセント以下になると予想されるとき。
- (2) 実効湿度が60パーセント以下、最小湿度が30パーセント以下となり、かつ、平均風速毎秒10メートル以上の風が吹くと予想されるとき。
- (3) 平均風速毎秒15メートル以上の風が1時間以上吹き続けると予想されるとき。ただし、降雨、降雪のときはこの限りでない。

(林野火災注意報の発令及び解除基準)

第3条 林野火災注意報は、1月から5月までの期間において気象状況が次の各号のいずれかに該当したときに発令し、該当しなくなったときに解除する。ただし、当日に降雨が見込まれるとき又は積雪があるときは発令しないことができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

(林野火災警報の発令及び解除基準)

第4条 林野火災警報は、気象状況が前条第1号又は第2号に該当し、かつ、強風注意報が発表されたときに発令し、該当しなくなったときに解除する。ただし、当日に降雨が見込まれるとき又は積雪があるときは発令しないことができる。

(火災警報の発令中における火の使用の制限の対象区域)

第5条 火災警報の対象となる区域は、下田市、河津町、南伊豆町、西伊豆町及び崎町のすべての区域とする。

(林野火災注意報及び林野火災警報の発令中における火の使用の制限の対象区域)

第6条 林野火災注意報及び林野火災警報の対象となる区域は、前条に規定する区域のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画及び同法第7条の2第1項に規定する国有林の森林計画の対象となっている区域とする。

(火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報の発令時の措置)

第7条 消防長は、火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報が発令されたときは、次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

- (1) 条例第29条各号に定める火の使用の制限に係る住民等への広報
- (2) 関係機関への連絡
- (3) その他消防長が必要と認める措置

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。